

乳児院における家庭的養護（小規模化）の推進について

国の動向

小規模グループケア制度の概要

- 児童（1グループあたり）：定員 4人以上6人以下
- 職員（1グループあたり）：児童指導員又は保育士1名（専任）、及び管理宿直等職員1名（非常勤）を加算
- 措置費（1グループあたり）：約670万円
- 指定数（1本体施設につき）：6か所まで
ただし、3か所を超えて指定する場合は、施設の
小規模化の計画を策定し、推進すること。

【小規模化計画の内容】

- ・本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。
- ・ファミリーホームを2か所以上開設又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。
- ・本体施設の定員を35人以下とする。

小規模化の考え方

- 定員20人以下が39%であり、一部を除き、比較的小規模な施設が多い。
乳児院における小規模化は、養育単位の小規模化が重要な課題
*「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）より抜粋
- 「課題と将来像」では、施設定員を何人以下にしていこうという具体的な目標は明記していないが、大規模施設の解消は重要な課題。また「課題と将来像」では、全ての施設をオールユニットとしていく目標は明記していないが、養育単位の小規模化の推進は重要な課題
*「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（平成24年11月30日付厚生労働省通知）より抜粋

小規模化の意義

- 一般家庭に近い生活体験をもちやすい
- 落ち着いた雰囲気や安定した生活リズムといとなみをもちやすい
- 安全な環境で暮らしているという安心感を持たせやすい
- 養育担当者との個別的な愛着関係を築きやすい
- 分離体験をもつ子供たちの心を安定させやすい
- 子供のニーズに沿ったかわりをしやすい
- 少数の乳幼児と職員との間で穏やかで応答性のある生活をしやすい
*「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（平成24年11月30日付厚生労働省通知）より抜粋

都の状況

小規模グループケアの実施状況

- 都では全施設の50%が実施。全国では45%の施設での実施を見込んでおり、実施施設の割合は、都と全国は同程度となっている。
- 施設における小規模グループケアの実施居室数は、都では、1か所又は2か所が中心となっている。全国も同様の傾向である。

* 都は平成24年度末現在の状況。全国の総数は平成24年10月1日現在、実施状況は厚生労働省調べ(24年度は予定数)

	都	全国
総施設数	10施設	130施設
小規模グループケアの実施設数	5施設	58施設
小規模グループケアの実施率	50%	45%

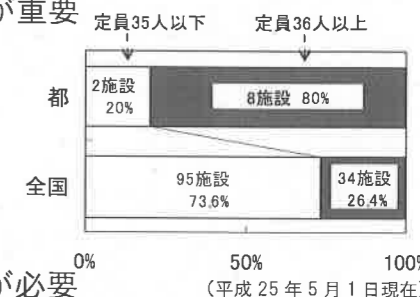
小規模グループケアの実施	都		全国	
	施設数	居室数	施設数	居室数
1か所実施	2	2	33	33
2か所実施	2	4	21	42
3か所実施	0	0	2	6
4か所実施	1	4	1	4
5か所実施	0	0	1	5
6か所実施	0	0	0	0
合計	5施設	10か所	58施設	90か所

今後の乳児院のあり方

- 大都市圏の社会的養護ニーズを受入れるため、必要な定員数の確保が重要

小規模グループケアが6か所まで認められる要件（定員35人以下）を満たす施設は、全国は約7割を占めるが、都は2割にすぎない。都は、施設の8割が定員36人以上

* 新生児の措置について検討が必要



- 家庭に近い落ち着いた環境での養育（養育単位の小規模化）の推進が必要
- 被虐待児や障害児などに対応するため、医療・療育との連携等、専門的養育機能の充実が必要
- 子育ての不安や、複雑な家庭環境などに対応するための保護者支援、里親支援の推進が必要

養育単位の小規模化は推進しつつ、医療・療育との連携を充実する等「**都市型乳児院のあり方**」を確立する必要

